

平成26年7月31日

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 稲垣 総一郎

個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外について（答申）

平成26年7月30日付け26千総政第194号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定による個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外の類型

類 型	理 由
訴訟資料の裁判所への提出 争訟の当事者等である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	市が争訟の当事者等であり、十分な主張立証を尽くすためには、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合があるため

2 意見

争訟の当事者等である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供することは、公益上特に必要があり、かつ、やむを得ないものと認められる。